

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

新 別	旧	新 別
本庄市児玉町太駄字水口 二七九番二地先から 同市児玉町太駄字水口 二七六番二地先まで	本庄市児玉町太駄字水口 二一六番一地先から 同市児玉町太駄字水口 二七六番二地先まで	区 間
敷地の幅員 (メートル) 一四・四四 一八・九二	敷地の幅員 (メートル) 二〇・六四 三七・八五	
延長 (メートル) 一五二・一二		
備 考		